

京都市立小学校, 中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則
を次のように定める。

平成20年3月19日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第11号

京都市立小学校, 中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則等の一部を改正
する規則

(京都市立小学校, 中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 京都市立小学校, 中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を次のよう
に改正する。

第10条の2第1項中「第26条第1項(同法第40条前段)」を「第35条第1項
(同法第49条前段)」に改める。

第11条中「第107条」を「附則第9条」に改める。

第27条の2第1項中「第51条の10」を「第71条」に改める。

(京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条中「第71条」を「第72条」に、「準ずる」を「準じる」に改める。

第14条中「第107条」を「附則第9条」に改める。

第35条中「第22条」を「第18条」に、「同法第39条第2項」を「同条」に,
「第47条」を「第57条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課及び同部総合育成支援課)